

# バリアフリー改修住宅に対する 固定資産税の減額制度

## 1 制度のあらまし

新築された日から10年以上経過した住宅（床面積50㎡以上280㎡以下）で、一定のバリアフリー改修工事を完了して3ヶ月以内に申告した場合、当該住宅に係る翌年度分の固定資産税額が3分の1減額されます。（対象住宅の床面積の100㎡まで）

## 2 減額を受けるための要件

(1) 次のいずれかの方が申告の日現在、居住していること

- ア 65歳以上の方（工事完了の翌年1月1日現在）
- イ 要介護または要支援の認定を受けている方
- ウ 障がい者手帳を取得している方

(2) 次のバリアフリー改修工事費用から、助成金等を差引いた自己負担額が50万円を超えること。

- |           |             |
|-----------|-------------|
| ア 廊下の拡幅   | オ 手すりの取付け   |
| イ 階段の勾配緩和 | カ 床の段差の解消   |
| ウ 浴室の改良   | キ 戸の改良工事    |
| エ 便所の改良   | ク 床表面の滑り止め化 |



\*ア～クまでの工事の内容は裏面のとおりです。

## 3 提出書類

- (1) 居住安全改修（バリアフリー改修）住宅に対する固定資産税減額申告書
- (2) 適用対象者の証明書等の写し（年齢のわかるモノ、障害者手帳等）
- (3) 改修前後の写真
- (4) 改修工事の内訳がわかるものと改修工事費の領収書
- (5) 改修箇所のわかる建物平面図
- (6) 助成金等の支給決定額が確認できる書類（居宅介護住宅改修費、介護予防住宅改修費、日常生活用具費、岡崎市住宅改修費等の助成を受けられた場合）

### <注意事項>

- ・貸家住宅は減額の対象となりません。（所有者自らが居住する部分は対象となる。）
- ・併用住宅（居住床面積が全体の2分の1以上であること）においては、住宅以外の部分は減額の対象となりません。
- ・耐震改修による減額措置と同時に受けることはできません。
- ・省エネルギー改修による減額措置と同時に受けることができます。
- ・本制度の適用は1回のみです。同一の家屋で2回以上受けることはできません。

## 4 提出先およびお問い合わせ先

岡崎市財務部資産税課 家屋1係（電話 23-6097）  
家屋2係（電話 23-6095）

## 対象となる改修工事の内容について

ア 廊下の拡幅	介助用の車いすで容易に移動するため通路又は出入口の幅を拡張する工事
イ 階段の勾配緩和	階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は改良によりその勾配を緩和する工事
ウ 浴室の改良	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事</li> <li>② 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事</li> <li>③ 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事</li> <li>④ 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事</li> </ul>
エ 便所の改良	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事</li> <li>② 便器を座便式のものに取り替える工事</li> <li>③ 座便式の便器の座高を高くする工事</li> </ul>
オ 手すりの取付け	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
カ 床の段差の解消	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。）
キ 戸の改良工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事</li> <li>② 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事</li> <li>③ 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事</li> </ul>
ク 床表面の滑り止め化	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事